

いろは訪問看護リハビリステーション
(訪問看護・介護予防訪問看護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社奏音が開設するいろは訪問看護リハビリステーションが行う訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護、介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、看護師等が訪問し療養上の世話をを行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者（要支援者）の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- 2 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
 - 3 訪問看護（介護予防訪問看護）の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名称 いろは訪問看護リハビリステーション
- (2) 所在地 広島県広島市中区白島中町17番26-101号スタープラザ白島中町

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
 - ① 主治医との連絡調整及び報告
 - ② 看護職員の管理
 - ③ 訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導
 - ④ 利用者の状態把握とサービスの査定
 - ⑤ 利用者の看護方針、手順の作成
 - ⑥ 利用者の記録保存・管理
 - ⑦ 関係機関との連絡調整

- ⑧ 事業計画、事業報告の作成
- ⑨ 設備、備品等の衛生管理
- ⑩ 管理事務処理並びに経理処理

(2) 看護職員	看護師	常 勤	5 名 (兼務 1 名)
		非常勤	1 名 (兼務 0 名)
	准看護師	常 勤	1 名 (兼務 0 名)
		非常勤	0 名 (兼務 0 名)
療法士職員	作業療法士	常 勤	6 名 (兼務 0 名)
		非常勤	8 名 (兼務 0 名)
	理学療法士	常 勤	1 名 (兼務 0 名)
		非常勤	4 名 (兼務 0 名)
	言語聴覚士	常 勤	1 名 (兼務 0 名)
		非常勤	1 名 (兼務 0 名)

- ① 利用者の状況把握とサービスの査定の協力
- ② 訪問看護計画の作成及び訪問看護の実施
- ③ 訪問看護実施内容の記録及び報告
- ④ 介護予防訪問看護計画の作成及び介護予防訪問看護の実施
- ⑤ 介護予防訪問看護実施内容の記録及び報告
- ⑥ 必要に応じ主治医との連絡調整

(営業日・営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

(1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後6時00分までとする。

(指定(介護予防)訪問看護の提供方法)

第6条 指定(介護予防)訪問看護の提供方法は、以下の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申込み、主治医が交付した指定(介護予防)訪問看護指示書(以下「指示書」という。)により、看護師等が利用者を訪問して(介護予防)訪問看護計画書を作成し、指定(介護予防)訪問看護を実施する。
 - (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけの医師の指示書の交付を求めるように助言する。
- 2 いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承の上、訪問を開始する。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第7条 指定(介護予防)訪問看護の内容は、以下の通りとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 認知症患者の看護
- (5) 療養生活や介護方法の教育助言
- (6) カテーテル等の管理
- (7) 在宅におけるリハビリテーション
- (8) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (9) その他医師の指示による処置

(利用料)

第8条 利用料金等は、以下の通りとする。

- 指定(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その1割、2割、3割の額とする。
- 2 要介護の認定を受けていない方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、1日につき基本利用料として、高齢者の医療の確保に関する法律 第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める額を徴収する。
 - 3 要介護の認定を受けていない方で、老人医療受給者証をお持ちでない方(健康保険証をお持ちの方)は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。
 - 4 1以外で主治医がその治療の必要につき省令で定める基準に適合していると認められた方には、利用料金は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。
 - 5 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。
 - 6 利用料金は原則として、金融機関への振込とするが、利用者の希望により、訪問時毎、または、1ヶ月毎の集金も可能とする。
 - 7 その他の利用料金は以下の通りとする。
 - (1) 介護保険
通常の事業の実施地域(第10条に定める地域)を越えて行う介護保険指定訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり50円を徴収する。
 - (2) 医療保険
 - ① 利用者の申出による長時間に当たる訪問料金
 - ② 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、指定訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。
 - 8 料金については、あらかじめ利用者や家族に文書で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文書に署名、捺印をしてもらうこととする。
 - 9 キャンセル料については、利用料金表の通りとする。

お客様の都合によりサービスをキャンセルする場合、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

サービス利用当日の1時間前までに連絡があった場合	無 料
サービス利用当日の1時間前までに連絡がなかった場合	一律 2000 円負担

(緊急時等における対応方法)

第9条 緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師、利用者と確認し指定(介護予防)訪問看護を開始するものとする。

- 2 訪問看護師等は、指定(介護予防)訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとする。かかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 3 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 指定(介護予防)訪問看護における通常の事業の実施地域は、広島市とする。

(利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために講ずる措置)

第11条 利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項は以下の通りとする。

(1) 組織運営の健全化

- ①介護理念、事業所運営方針の明確化・従業員間での共有
- ②個々の従業員の責任や役割の明確化
- ③運営やサービスへの自己評価、第三者評価の実施、利用者・家族等との情報共有

(2) 従業員の負担やストレスへの対応

- ①作業手順の見直し、柔軟な人員配置
- ②従業員のストレスの把握、従業員間の声掛け等、悩み相談の体制整備

(3) チームアプローチ、従業員間の連携

- ①個別のケースに対応する関係従業員の役割の明確化
- ②情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順の明確化

(4) 職業倫理、法令遵守の意識の啓発

- ①提供しているケアが利用者等本位のケアであるかの検証
- ②目標とする介護の理念の決定と従業員間での共有

(5) ケアの質の向上

- ①アセスメント結果に基づく、個別の状況に則したケアの検討
- ②アセスメントの活用方法の具体的、実践的な習得
- ③認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、機会の

確保

- ④家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動の実施
- ⑤虐待の事例を発見した際の市町村等関係機関への報告

(その他の運営についての留意事項)

第12条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、職員でなくなったあとにおいても同様とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社奏音と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。
- 5 ステーションは利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し当該利用者の契約終了の日から5年間保管する。

第13条 ステーションは利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情などに対し迅速に対応する。
ステーションは前項の苦情の内容等について記録し当該利用者の契約終了の日から5年間保管する。

附則

- この規程は平成27年3月1日から施行する。
- この規程は平成27年4月1日から施行する。
- この規程は平成27年5月1日から施行する。
- この規程は平成27年6月1日から施行する。
- この規程は平成27年7月1日から施行する。
- この規程は平成27年10月1日から施行する。
- この規程は平成28年1月18日から施行する。
- この規程は平成28年2月1日から施行する。
- この規程は平成28年4月1日から施行する。
- この規程は平成28年5月1日から施行する。
- この規程は平成28年6月1日から施行する。
- この規程は平成28年8月1日から施行する。
- この規程は平成28年10月1日から施行する。
- この規程は平成29年4月1日から施行する。
- この規程は平成29年6月1日から施行する。
- この規程は平成29年12月1日から施行する。
- この規程は平成30年2月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。
この規程は平成30年6月1日から施行する。
この規程は平成30年10月1日から施行する。
この規程は平成30年11月1日から施行する。
この規程は平成30年12月1日から施行する。
この規程は平成31年4月1日から施行する。
この規程は令和2年1月1日から施行する。
この規程は令和2年4月1日から施行する。
この規程は令和3年1月1日から施行する。
この規程は令和4年8月1日から施行する。

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

令和 6 年診療報酬改定に伴い、当ステーションは地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。当ステーションは健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

令和 6 年 12 月 1 日より算定（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 5 点（50 円）

本加算の施設基準に準じて、当ステーションでは下記の取組みを実施しております。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求の実施
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制管理
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報取得及び活用することで、より質の高いサービス提供を行います。
 - （1）看護師等が居宅同意取得型オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して訪問看護等を実施します。
 - （2）マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い医療の提供を実施します。
4. 上記の掲示事項についてウェブサイトに掲載しています。

令和 6 年 12 月 1 日
いろは訪問看護リハビリステーション
所長 前重 壮寿
管理者 太刀掛 エミ